第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける

ときは丸亀市への届出が必要となりました。

○ 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることが出来ます。

○ ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担す

るのが原則ですので、丸亀市が一時的に立て替えたあとで加害者へ

請求することになります。

○ 丸亀市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必

要があるため、平成２８年４月１日から、介護保険の第１号被保険

者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービス

を受けた場合は、届出が必要となりました。

○ 交通事故等により要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合

は丸亀市役所高齢者支援課へ届出をお願いします。

お問い合わせ先　丸亀市役所　高齢者支援課　給付担当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡ ０８７７－２４－８８０７